

広島県職員互助会では、インフルエンザ予防接種助成事業を次のとおり実施します。

【給付内容】

項 目	内 容
実施対象期間	令和8年9月1日（火）～令和9年3月31日（水） （今年度は接種の時期が前倒しになった医療機関があるため、対象期間が例年より早くなっています）
対 象 者	実施対象期間にインフルエンザの予防接種を受けた互助会会員 （家族は対象となりません。）
助 成 金 額	ワクチン接種料の4分の3（10円未満の端数を切捨て） 助成対象回数は1回とする。

【インフルエンザワクチン接種及び請求における注意事項】

1 予防接種の手続

各自、予防接種実施医療機関で予防接種を受けてください。

（かかりつけの病院等で実施していない場合は、各地区の医師会ホームページ等を参考にしてください。）

地方職員共済組合広島県支部診療所でも実施します。（要事前予約）

診療所実施期間：令和8年11月2日（月）～12月4日（金）

2 助成金の請求手順

別紙「電子申請の流れ」を参考に請求手続きを行ってください。

添付いただくインフルエンザワクチン接種に係る領収書は、ワクチン接種に要した費用が分かるように、領収書に明記してもらってください。



https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=25946

※電子申請ができない方は従前のおり紙様式での申請も受付します。

様式は添付の請求書または情報ページ「インフルエンザ予防接種助成事業」から取り出してください。

〔情報ページ〕ポータル→リンク集→各課ホームページ→福利課（福利厚生）

申請期限：令和9年4月12日（月）【必着】

事務局 給付係（福利課）
担当 松浦
電話 082-513-2262